

森林インストラクター資格審査・証明事業実施要領

(一社)全国森林レクリエーション協会

最終改正 令和8年2月17日

(趣旨)

第1条 この要領は、森林インストラクターの資格の審査及び証明を行う事の実施に関し、必要な事項を定め、森林インストラクターの資質の向上と業務の適正を図り、もって森林の総合的利用を推進し、山村及び林業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「森林インストラクター」とは、第11条の登録を受け、森林インストラクターの名称を用いて、森林を利用する一般の者に対して森林及び林業に関する知識の付与、森林の案内並びに森林内での野外活動の指導を行う者をいう。

(審査の実施)

第3条 森林インストラクターの審査は、全国の区域を対象に、原則として、毎年1回行う。

2 森林インストラクターの審査は、原則として東京都において行う。ただし、本会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、道府県においても行う。

3 審査の施行期日、施行場所その他森林インストラクターの審査の施行に関して必要な事項は、その開始日の60日前までに広告する。

4 本会は、第1項の規定により審査を行うほか、審査の対象となる者の範囲、審査の施行期日及び施行場所について審査委員会に諮った上、森林インストラクターの審査を行うことができるものとする。この場合においては、前項の規定は適用しない。

(審査を受けることができる者の要件)

第4条 森林インストラクターの審査を受けることができる者は、年齢が18才以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する者は、森林インストラクターの審査を受けることができないものとする。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

ウ 第12条ア、イ又はウの規定により、登録を取消しされ、その取消しの日から起算

して2年を経過しない者

(審査委員会)

第5条 本会に、森林インストラクター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、この要領に定められた事項を処理するほか、審査及び登録に関し会長の諮問に応じて審議するものとする。
- 3 審査委員会の委員は、会長が、学識経験を有する者のうちから委嘱する。
- 4 審査委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 審査委員会は、会長が召集する。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、審査委員会の定めるところによる。

(審査の方法)

第6条 森林インストラクターに必要な知識及び技能の水準の審査は、筆記試験、実技試験及び面接により行う。

- 2 実技試験及び面接は、筆記試験の合格者について行う。
- 3 筆記試験は、次表の左欄の科目及び右欄の内容について行う。

科 目	内 容
森 林	○森林の仕組み、植生の推移 ○樹本、森林の動植物 ○森林の地質、土壌と水文 ○その他森林に関すること
林 業	○山村と農林業 ○森林の効用 ○森林の施業 ○木材及び特用林産物（きのこを含む）の利用 ○その他林業に関すること
森林内の野外活動	○森林レクリエーション ○キャンピング ○ネイチャークラフト ○その他森林内の野外活動に関すること ○安全の知識（気象を含む）、救急処置法

安全及び教育	○環境教育、自然保護 ○指導技術、企画の立て方 ○その他安全及び教育に関すること
--------	--

- 4 実技試験は、森林インストラクターとして必要な知識及び技能について実地に試験を行う。
- 5 審査を行うに当たっては、森林インストラクターの責務及び役割についての講習を行う。

(試験の実施)

- 第7条 会長は、森林インストラクターの審査について必要な学識経験を有する者のうちから、試験委員を委嘱する。
- 2 試験委員は、筆記試験及び実技試験についての試験問題の作成及び採点並びに面接の実施及び評価を行う。
 - 3 試験委員は、試験の実施結果を会長に報告する。
 - 4 試験委員は、試験問題の作成及び採点について、厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

(審査を受けるための手続)

- 第8条 森林インストラクターの審査を受けようとする者は、別記様式第1号による受験申込書（写真をのり付けしたもの）に、次に掲げる書類及び第17条に定める受験手数料の払込受付証明書を添えて、本会に提出しなければならない。
- 2 技術士法（昭和32年法律第124号）に基づく林業部門の技術士である者は、第9条の規定にかかわらず前項の受験申込書に別記様式第3号の1による試験一部免除申請書を添付することによって、第6条第3項に掲げる科目のうち林業について、筆記試験の免除を受けることができる。
 - 3 国、地方公共団体、公益法人その他の営利を目的としない団体が行う森林インストラクターの要請に資する講習で、審査委員会が、その内容及び水準が、その講習の修了者については第6条第4項に規定する実技試験を免除することが適当であると認めるものを修了した者は、第9条の規定にかかわらず第1項の受験申込書に別記試験第3号の2による試験一部免除申請書を添付することによって、実技試験の免除を受けることができる。

(合格者の判定)

- 第9条 第6条に定める筆記試験及び実技試験の合格基準は、筆記試験のすべての科目及

び実技試験について、それぞれ試験委員に諮って会長が定めることとする。

- 2 筆記試験のうち、三以下の科目について、前項の合格基準に達した者については、当該年以降5年間に行う審査に限り、前条第1項の受験申込書に別記様式第3号の3による試験一部免除申請書を添付することにより当科目の試験の免除を受けることができるものとする。
- 3 森林インストラクターの審査の合格者の判定は、筆記試験、実技試験、面接の結果により審査委員会が行う。

(合格者の通知等)

第10条 会長は、別記様式第4号により、審査委員会の判定に基づき、合格者に対してその旨の通知と森林インストラクター登録資格証明書を発行するとともに、その氏名を公表する。

- 2 本会に、森林インストラクター資格審査合格者名簿を備え、合格者の氏名その他必要な事項を記載し、保存する。
- 3 会長は、不正の手段によって審査を受け、又は受けようとした者に対しては、審査委員会に諮り、合格の決定を取消し、又は審査を受けることを禁止することができる。
- 4 会長は、前項の規定による処分を受けた者に対し、2年以内の期間を定めて審査を受けることができないものとする。

(合格者の登録及び証明)

第11条 森林インストラクターの審査に合格した者は、別記様式第7号の1による登録申請書に、第10条第1項に定める森林インストラクター登録資格証明書及び第15条で定める登録手数料の払込受付証明書を添えて本会に提出し、森林インストラクターの登録を受けることができる。

- 2 本会は、森林インストラクターの登録を行った者に対し、別記様式第9号による森林インストラクター登録証を発行する。
- 3 本会に、森林インストラクター登録者名簿を備え、登録者の氏名その他必要な事項を記載し、保存する。
- 4 森林インストラクターの登録の有効期限は5年間とし、期限の終了前に更新をすることができるものとする。
- 5 森林インストラクターは、登録を受けた事項に変更があったとき、又は次条第1項アに該当するに至った場合は、遅滞なく、その旨を別記様式第7号の2による登録内容の変更等について、本会に届け出なければならない。

(登録の取消)

第12条 会長は、森林インストラクターが、次のいずれかに該当する場合には、審査委

員会に諮り、その登録を取り消さなければならない。

ア 第4条第2項ア又はイのいずれかに該当するに至った場合

イ 森林インストラクターの信用を傷つけ、又は森林インストラクター全体の不名誉となるような行為をした場合

ウ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

エ 本人からの申し出があった場合

- 2 会長は、前項イ又はウの規定による森林インストラクターの登録の取り消しをしようとする場合には、当該森林インストラクターに弁明の機会を付与するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、その旨を取り消し処分を受けた者に書面により通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により森林インストラクターの登録を取り消された者は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証、証明書及び記章を本会に返納しなければならない。

(称号の付与)

第13条 本会は、森林インストラクターに対し、「森林インストラクター」の称号を付与する。

(証明書の携帯)

第14条 森林インストラクターは、その業務に従事するときは、それぞれ本会の発行する別記様式第11号による森林インストラクター証明書を携帯するとともに、本会が定める記章等を着装するものとする。

(受験手数料等)

第15条 本会は、森林インストラクターの審査に当たり、受験者から、実費を勘案して別に定める額の受験手数料を徴収する。

- 2 本会は、森林インストラクターの登録又は更新の申請者から、別に定める額の登録手数料又は登録更新料を徴収する。
- 3 受験手数料及び登録手数料並びに登録更新料は、これを納付した者が審査又は登録若しくはその更新を受けない場合においてもこれを返還しない。

(審査等に関する事務担当者の選任)

第16条 本会に、森林インストラクターの資格の審査・証明事業の事務局を置き、本会の職員を配して森林インストラクターの審査及び登録に関する事務処理に当たらせるものとする。

(秘密漏えいの禁止)

第17条 審査委員会の委員その他審査に関与した者又はこれらの職にあった者は、当該業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

(養成講習の実施)

第18条 本会は、森林インストラクターの審査を受けようとする者の知識及び技能の水準の向上を図るため、森林インストラクター養成講習を実施する。

(活用の促進)

第19条 本会は、国、地方公共団体等に対する紹介、あっせんその他の方法より森林インストラクターの活用の促進に努めるものとする。

(名誉森林インストラクター)

第20条 会長は、森林インストラクター制度の普及及び定着を図るため、審査委員会の定めるところにより、審査委員会に諮った上、名誉森林インストラクターを設けることができるものとする。

附則1 この要領は、本会が森林インストラクター資格審査・証明事業の実施団体登録を受けた日（平成17年）から施行する。

附則2 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則4 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附則5 この要領は、令和8年2月17日から施行する。

審査委員会運営要領

森林インストラクター審査委員会の運営については、森林インストラクター資格審査・証明事業実施要領第5条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第1条 審査委員会の座長は、委員の互選による。

第2条 審査委員会は、委員過半数の出席を要するものとする。

2 審査委員会で議決を要する案件は、出席委員の過半数の賛成を要するものとする。

3 やむを得ない事由により出席できない委員は、書面をもって議決権を行使することができる。この場合は、第1項の規定については出席したものとみなす。

第3条 審査委員会は、審査等について、特に調査、研究を要する事項について、専門的に検討させるため、森林インストラクター企画委員若干名を置くことができる。

第4条 森林インストラクター資格制度の円滑な普及と定着を図るため、本会の会長は審査委員会に諮り、次に該当する者に、名誉森林インストラクターの称号を与えることができる。

- ① 森林・林業に造詣が深く、森林インストラクター資格制度の普及、円滑な運営等に、特に著しく貢献したと認められる者
- ② 地域において、現に森林インストラクターの先駆的な役割を果たしており、模範とするに値すると認められる者

附 則 本要領は、本会が森林インストラクター資格審査・証明事業の実施団体登録を受けた日（平成17年）から施行する。